告　　示

○総務省告示第四百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第四百五十七号（二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第五項第三号㈠中「第四十九条の六の三」を「第四十九条の六、第四十九条の六の三」に改める。

○総務省告示第四百四十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第一項中「以下」を「同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下」に改める。

別表第一の七2中「以下」を「当該各無線設備の発射する電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下」に改める。

○総務省告示第四百四十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第十項中「第二十四条第十四項」を「第二十四条第十五項」に改める。

○総務省告示第四百五十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第二項中「第二十四条第十四項」を「第二十四条第十五項」に改める。

○総務省告示第四百五十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

本則中「第十号」を「第十号の二」に改める。

○総務省告示第四百五十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

別表第二十三号の表中「第49条の6の3第1項及び第4項」を「第49条の6の3第1項及び第3項」に、「第49条の6の3第1項及び第5項」を「第49条の6の3第1項及び第4項」に、「第49条の6の4第1項及び第4項」を「第49条の6の4第1項及び第5項」を「第49条の6の4第1項及び第4項」に、「第49条の6の5第1項及び第4項」を「第49条の6の5第1項及び第3項」に、「第49条の6の5第1項及び第5項」を「第49条の6の5第1項及び第4項」に、「第49条の6の9第1項及び第4項」を「第49条の6の9第1項及び第3項」に、「第49条の6の9第1項及び第5項」を「第49条の6の9第1項及び第4項」に改める。

「設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	TDMA」を
設備規則第49条の6の2に規定する陸上移動局の無線設備	TDMA」

に改める。

○総務省告示第四百五十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号、第二項第五号及び第三項第六号並びに別表第三号17⑴の規定に基づき、携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を次のとおり定め、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

一　不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　陸上移動局の送信装置

⑴　陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

ア　送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注　一、〇〇〇MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇MHz未満の周波数の任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三デシベル以下の値であること。